

# 第3期 特定健康診査等実施計画書

(平成 30 年度～35 年度)

全国建設工事業国民健康保険組合

平成 30 年 2 月

===== 目 次 =====

序 章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景及び趣旨	1
2. メタボリックシンドロームに着目する意義	1
3. 計画の性格	2
4. 計画の期間	2
第1章 当組合の現状	3
1. 被保険者数の状況	3
(1) 被保険者数	3
(2) 年齢構成	3
(3) 異動状況	4
(4) 居住地	4
2. 第2期特定健康診査等の評価	4
(1) 特定健康診査の状況	4
(2) 特定保健指導の状況	5
(3) 総括評価	6
第2章 達成しようとする目標	7
第3章 特定健康診査等の対象者数	7
1. 特定健康診査の対象者	7
2. 特定保健指導の対象者	7
第4章 特定健康診査等の実施方法	8
1. 特定健康診査	8
2. 特定保健指導	13
3. 代行機関	18
4. 年間スケジュール	19

第5章 個人情報保護	20
1. 保存方法	20
2. 保存体制	20
3. 外部委託	20
第6章 特定健康診査等実施計画の公表・周知	20
1. 実施計画の公表	20
2. 実施計画の周知	20
第7章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	21
1. 評価	21
2. 見直し	21

## 序章 計画策定にあたって

### 1. 計画策定の背景及び趣旨

高齢化の急速な進展に伴い、疾病構造も変化し、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合は増加し、死亡原因でも生活習慣病が約6割を占め、医療費に占める生活習慣病の割合も国民医療費の約3分の1となっている。

国民の受療の実態を見ると、高齢期に向けて生活習慣病の外来受療率が徐々に増加し、次に75歳頃を境にして生活習慣病を中心とした入院受療率が上昇している。これを個人に置き換えてみると、不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣がやがて糖尿病、高血圧症、脂質異常、肥満症等の発症を招き、外来通院及び投薬が始まり、生活習慣の改善がないままに、虚血性心疾患や脳血管疾患等の発症に至るといった経過をたどることになる。

このため、生活習慣の改善による糖尿病等の生活習慣病の予防対策を進め、糖尿病等を予防することができれば、通院患者を減らすことができ、この結果、国民の生活の質の維持及び向上を図りながら医療費の伸びの抑制を実現することが可能となる。

このような背景を踏まえ、平成18年6月に「医療制度改革関連法」が成立、平成20年4月には、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）に基づき、医療保険者に対して、40歳以上75歳未満の被保険者を対象とする特定健康診査及び特定保健指導を、一期5年の計画を立てて着実に実施することが義務づけられた。

当組合においても、平成20年2月に、特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項やその成果に係る目標に関する基本的事項について定めた「第1期特定健康診査等実施計画（平成20年度～平成24年度）」を策定し、事業を実施した。この結果を踏まえ、平成25年2月に内容の見直しを行い、「第2期特定健康診査等実施計画（平成25年度～平成29年度）」を策定し、事業を実施してきたところである。

本計画は、第2期の実施結果を踏まえ内容の見直しを行い、第3期計画として策定するものである。

### 2. メタボリックシンドロームに着目する意義

糖尿病等の生活習慣病の発症には、内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪肥満型）が関与しており、肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなる。このため、メタボリックシンドロームの概念を踏まえ、適度な運動やバランスのとれた食事の定着などの生活習慣の改善を行うことにより、糖尿病等の発症リスクの低減を図ることが可能となる。

特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するために行うものである。

### 3. 計画の性格

本計画は、高確法第18条で定める「特定健康診査等基本方針」に基づき、当組合が策定する計画である。

この計画は、組合員及び家族被保険者の疾病の予防、健康の保持増進などにより一層の成果向上を目指すものである。

### 4. 計画の期間

本計画は、高確法第19条第1項の規定に基づき6年を一期とし、第3期については、平成30年度から平成35年度までの6年間とする。

# 第1章 当組合の現状

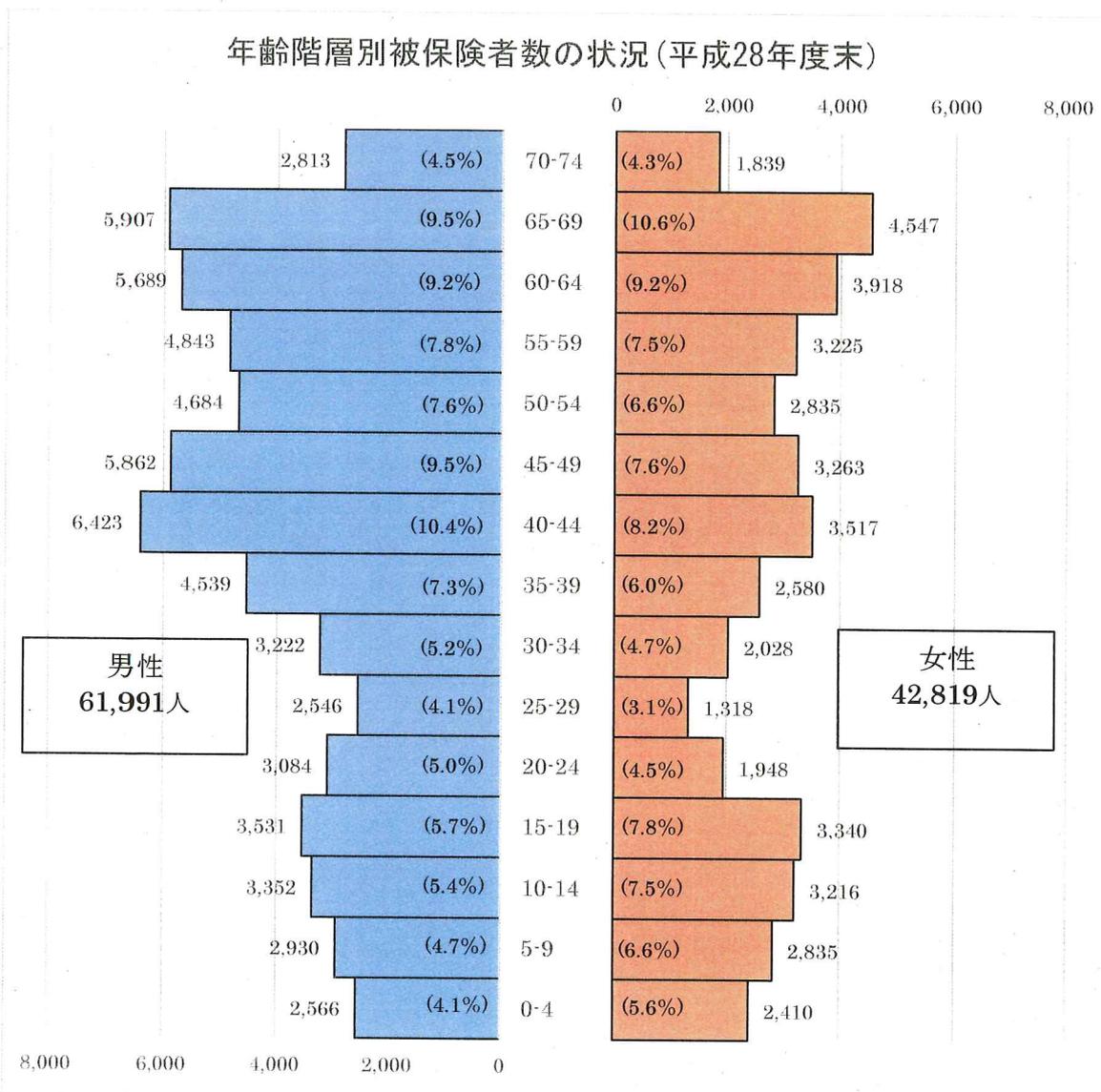
## 1. 被保険者数の状況

### (1) 被保険者数

年度	組合員	家族	被保険者
平成28年度末	48,032人	56,778人	104,810人

### (2) 年齢構成

年齢構成は65～69歳及び40～44歳が多い二峰性となっている。被保険者の年齢別では、1位は65～69歳、2位は40～44歳、3位は60～64歳の順で、被保険者の高齢化が進んでいると言える。



### (3) 異動状況

被保険者の異動状況は、加入者が14,256人、脱退者が14,506人で250人減少している。年齢別では45歳～49歳の被保険者の増加傾向が顕著であるが、それ以外の年齢では減少傾向にある。

加入・脱退状況（平成28年度）			
	組合員	家族	被保険者
加入者数	5,677人	8,579人	14,256人
脱退者数	5,259人	9,247人	14,506人
増減	418人	△668人	△250人

年齢構成別対前年度増加率（平成28年度末）			
年齢	組合員	家族	被保険者
35～39歳	△2.75%	△3.89%	△3.20%
40～44歳	0.66%	△2.35%	△0.38%
45～49歳	10.42%	4.99%	8.59%
50～54歳	△1.21%	△5.12%	△2.58%
55～59歳	△1.26%	△2.44%	△1.69%
60～64歳	△4.08%	△7.57%	△5.47%
65～69歳	0.36%	△1.24%	△0.34%
70歳以上	2.56%	0.67%	1.82%

### (4) 居住地

居住地別では、47都道府県に被保険者が居住し、全体の約25%が北海道に居住している。支部やその傘下にある出張所は全国の都道府県に点在している。

## 2. 第2期特定健康診査等の評価

### (1) 特定健康診査の状況

#### ① 特定健康診査の対象者

特定健康診査の対象者は、年度中に40歳から74歳となる被保険者としている。なお、年度途中に加入・脱退等の異動があった者については、対象から除いている。ただし、年度途中に加入した場合であっても、資格取得日が4月1日以前の遡及加入者は対象としている。

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特定健診対象者	59,779人	57,605人	56,433人	55,744人	—
特定健診受診者	18,631人	18,812人	20,377人	20,539人	—

## ② 特定健康診査の状況

特定健康診査は、対象者に対して受診券を発行し、6月から翌年1月末まで実施している。集合契約A①（全国規模の機関グループ）との委託契約を締結して、人間ドック実施時の特定健康診査の項目についての費用を組合が負担しているほか、集合契約B①（地域医師会等）との委託契約により、対象者で健診機関を選択することが可能となっている。

## ③ 特定健康診査の受診率

過去5年間の受診率の実績値は年々増加しているが、計画の目標値までは、約5割に留まっている。

	25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
目標値	40.3%		47.5%		55.0%		62.5%		70.0%	
実績値	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	33.8	27.3	35.5	28.4	39.4	31.0	40.4	31.2	—	—
	31.2%		32.7%		36.1%		36.8%		—	

## (2) 特定保健指導の状況

### ① 特定保健指導の対象者

特定保健指導は、特定健康診査の結果、腹囲の他、血糖、血圧、脂質が所定の値を上回る者のうち、生活習慣を改善する必要があると判断した者に対して、「動機付け支援」「積極的支援」を実施した。なお、糖尿病、高血圧症又は脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者は対象外としている。

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特定保健指導対象者	3,665人	3,733人	4,128人	4,226人	—
(動機付け支援対象者)※	1,167人	1,682人	1,823人	1,841人	—
(積極的支援対象者)※	2,048人	2,051人	2,305人	2,385人	—
特定保健指導終了者	26人	38人	568人	749人	—

※ 特定保健指導対象者の内訳（再掲）

### ② 特定保健指導の状況

特定保健指導は、対象者に利用券を発行し、8月から翌年3月まで送付している。訪問型保健指導実施機関と契約し、対象者リストにある全員に電話連絡による、特定保健指導の利用勧奨を行う。健診機関で行う通院型と、訪問型保健指導実施機関による自宅等への訪問型の2種類で選択が可能となっている。

### ③ 特定保健指導の実施率

平成25年度から2年間の実施率は1%前後で推移してきたが、平成27年より訪問型保健指導実施機関との委託契約により、訪問型の特定保健指導を実施した結果、実施率の大幅な向上が見られた。

特定健診受診率とは逆に、特定保健指導の実績については常に男性よりも女性の実施率が高い。

	25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
目標値	8.3%		13.5%		19.0%		24.5%		30.0%	
実績値	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	0.6	1.2	0.8	2.5	13.4	15.8	17.0	21.9	—	—
	0.7%		1.0%		13.8%		17.7%		—	

### (3) 総括評価

特定健康診査については、計画目標には遠く及ばない結果であるが、第1期からの推移をみると、着実に受診率が増加していることから、前進傾向にあるといえる。特定健康診査制度が始まって10年目を迎えることから、制度が認知されてきていると思料する。しかしながら、男性の受診率に比べ、女性の受診率が低調であることから、受診率の男女差が広がってきている。

特定保健指導については、平成26年度まで、通院型でのみ実施してきたが、実績としては評価できる状況でなかった。平成27年度から、訪問型保健指導実施機関と委託契約を締結し、訪問型の特定保健指導を導入した結果、訪問型保健指導実施機関から対象者全員への電話による実施勧奨と、都合に合わせて時間と場所を指定できるなどの利便性に考慮した結果、大幅な実施率の向上につながった。

特定健康診査受診率、特定保健指導実施率とも、着実に増加しているが国が定める目標値の約5割にとどまっている。今後は、特定健康診査を受診していない健康に関心が低い対象者を、どのようにして受診につなげるかが課題となってくる。そのためには、対象者を明確にした魅力的なインセンティブの導入などを検討し、積極的な受診勧奨を行う必要がある。

## 第2章 達成しようとする目標

第3期実施計画の実施目標は、国が特定健康診査等基本方針で示した国保組合の実施目標である特定健康診査受診率70%以上、特定保健指導実施率は30%以上とする。

### [第3期目標値]

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特定健康診査受診率	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%	65.0%	70.0%
特定保健指導実施率	20.0%	22.0%	24.0%	26.0%	28.0%	30.0%

※ 特定健診の受診率については年5%増で算出

※ 特定保健指導の実施率については年2%増で算出

## 第3章 特定健康診査等の対象者数

### 1. 特定健康診査の対象者

特定健康診査の対象者は、年度中に40歳から74歳となる被保険者としている。なお、年度途中に加入・脱退等の異動があった者については、対象から除いている。ただし、年度途中に加入した場合であっても、資格取得日が4月1日以前の遡及加入者は対象としている。

### [第3期特定健診対象者]

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特定健康診査	55,200人	54,700人	54,200人	53,700人	53,200人	52,700人
(うち男性)	33,230人	32,929人	32,628人	32,327人	32,026人	31,725人
(うち女性)	21,970人	21,771人	21,572人	21,373人	21,174人	20,975人

※ 対象者数については減少傾向を加味した推計値

※ 男女比については過去5年の平均値である男性60.2%、女性39.8%で算出

### 2. 特定保健指導の対象者

特定保健指導は、特定健康診査の結果、腹囲の他、血糖、血圧、脂質が所定の値を上回る者のうち、生活習慣を改善する必要があると判断した者を対象者としている。対象者は保健指導の必要性の度合いに応じて、「動機付け支援」「積極的支援」に区分している。なお、糖尿病、高血圧症又は脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者は対象外としている。

また、実施の成果に関する目標として「特定保健指導対象者の割合の減少率」を、平成35年度までに平成20年度(23.9%)と比較して25%減少させ、17.9%以内に減少させることを目標とする。

[第3期特定保健指導対象者]

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特定保健指導	5,067人	5,442人	5,783人	6,089人	6,207人	6,603人
（うち男性）	4,297人	4,615人	4,904人	5,163人	5,264人	5,599人
（うち女性）	770人	827人	879人	926人	943人	1,004人
受診者における 特定保健指導 対象者の割合	20.4%	19.9%	19.4%	18.9%	18.4%	17.9%
以下再掲	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
動機付け支援	2,240人	2,405人	2,556人	2,692人	2,743人	2,919人
（うち男性）	1,676人	1,800人	1,913人	2,014人	2,053人	2,184人
（うち女性）	564人	605人	643人	678人	690人	735人
積極的支援	2,827人	3,037人	3,227人	3,397人	3,464人	3,684人
（うち男性）	2,621人	2,815人	2,991人	3,149人	3,211人	3,415人
（うち女性）	206人	222人	236人	248人	253人	269人

※ 特定保健指導の対象者数については、特定健診受診率増加と、保健指導の活用による成果目標を考慮して算出

※ 動機付け支援・積極的支援（男女比を含む）については、過去5年間の平均値で算出

## 第4章 特定健康診査等の実施方法

### 1. 特定健康診査

#### (1) 実施場所

機関グループ契約(集合契約A①)、市区町村国保ベース契約(集合契約B①)を中心とする契約先の健診機関

#### (2) 実施項目

##### 【基本的な項目】

- 質問項目
- 身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）
- 理学的検査（身体診察）
- 血圧測定
- 血中脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール、ただし、中性脂肪が400mg/dl以上又は食後採血の場合、LDL コレステロールに代えて、Non-HDL コレステロールの測定でも可能）
- 肝機能検査（ATS (GOT)、ALT (GPT)、γ-GT (γ-GTP)
- 血糖検査（空腹時血糖又はHbA1c、やむを得ない場合は随時血糖）
- 尿検査（尿糖、尿蛋白）

**【詳細な項目】**（医師が必要と判断した場合）

- 心電図検査
- 眼底検査
- 貧血検査
- 血清クレアチニン検査

**(3) 実施時期**

6月中旬頃 ～ 翌年1月末まで

**(4) 外部委託**

全国規模で人間ドック等を実施している機関グループとの契約（集合契約 A ①）と、被保険者が全国に散在していることから、市区町村国保ベースによる集合契約（集合契約 B①）を中心に健診機関を確保する。

**(5) 周知と案内等の方法**

**① 周知の方法**

組合員に配布する組合広報紙「けんせつ国保」、小冊子「わが家の健康便利帳」及び組合ホームページを活用し、特定健康診査の受診方法や受診券が利用できる医療機関について周知を図る。

また、各種チラシを作成して健診の必要性について啓発するとともに、必要に応じて、年度途中で特定健診の未受診者に受診勧奨のための広報物を作成して送付するなど、継続的に案内を行う。

**② 受診案内の通知**

対象者に対して「特定健康診査受診券」、「特定健診のご案内」、「組合指定医療機関リスト」及び「受診勧奨チラシ」を送付して、特定健診を受診する際は「特定健康診査受診券」及び「被保険者証」を持参すること、また費用については、全額組合負担であることなどの案内を行う。

**③ 受診券の配布方法**

毎年度6月中旬頃、対象者全員に郵送する。

**④ 健診結果**

健診結果については、健診機関から受診者本人に直接又は受診結果表を個人宅に直送して伝える。

**(6) 特定健康診査データの収集、保管及び管理方法**

特定健康診査データは、原則として特定健康診査を受託する医療機関が国の定める標準様式により、各都道府県の国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）へ提出する。特定健康診査に関するデータは、原則5年保管とし、東京都国民健康保険団体連合会（以下「東京都国保連」という。）に管理及び保管を委託する。

## (7) 特定健康診査以外の健診受診者のデータ収集

人間ドックについては、その健診内容のうち特定健康診査の実施項目と重複する部分については、医療保険者による再度の実施が不要となる。このため、人間ドックを希望する対象者については、「組合指定医療機関リスト」から人間ドックを受診できる医療機関で受診することにより、費用の一部を組合で負担するとともに、特定健康診査データを国保連を通じて取得する。

また、受診券が到着する前に事業者健診等他の特定健康診査以外の健診した者については、8月を期限に特定健康診査の実施項目を含む健診結果を提出することにより、補助金を交付しデータ収集に努める。提出された紙データを(一社)東京ほけんサポートセンターに委託して電子データ化を行う。

## (8) 委託契約

【機関グループとの契約（集合契約 A①）】※平成29年度当初の件数

グループ名	特定健診	人間ドック
(公社) 日本人間ドック学会 ・ (一社) 日本病院会	1,608	914
(公社) 全国労働衛生団体連合会	244	190
(公社) 全日本病院協会	967	477
合 計	2,819	1,581

※上記各団体に重複加入している機関もあるので実数は上記より減少する

【市区町村国保ベースとの契約（集合契約 B①）】

項 目	主な場所
市区町村一般衛生部門	保健所・保健センター等
自治体による運営機関	市民病院・国保直診機関等
外部機関	地区医師会指定の医療機関

【個別契約】

	特定健診	人間ドック
受診者が多く特定健診の実施に必要な健診機関	11	10

## (9) 特定健康診査受診券

### ① 発券形態

A4版受診券に受診機関リスト、受診方法の案内を同梱し発券する。

### ② 印字事項 (P11~P12 参照)



平成30年度 特定健康診査受診券 裏面

注意事項

(裏)

1. この券の交付を受けたときは、すぐに、下記の住所欄にご自宅の住所を自署してください。  
(特定健康診査受診結果等の送付に用います。)
2. 特定健康診査を受診するときには、受診券と被保険者証を窓口へ提出してください。どちらか一方だけでは受診できません。
3. 特定健康診査は受診券に記載してある有効期限内に受診してください。
4. 特定健康診査受診結果は、受診者本人に対して通知するとともに、保険者等において保存し、必要に応じ、保健指導等に活用しますので、ご了承の上、受診願います。  
また、この券で受診する追加項目、その他(人間ドック)健診についても同様です。
5. 健診結果のデータファイルは、決済代行機関で点検されることがある他、国への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、ご了承の上、受診願います。
6. 被保険者の資格が無くなったときは、この券を使用しての受診はできません。  
すみやかにこの券を保険者等にお返しください。
7. 不正にこの券を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることもあります。
8. この券の記載事項に変更があった場合には、すぐに保険者等に差し出して訂正を受けてください。

〒	—
住所	

特定健康診査問診票

下記の質問に回答してください。(あてはまる番号に○印をつけてください)

現在、a からcの薬の使用の有無

1. a. 血圧を下げる薬  
( 1. はい 2. いいえ ) 3
- b. 血糖を下げる薬又はインスリン注射  
( 1. はい 2. いいえ ) 4
- c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬  
( 1. はい 2. いいえ ) 5
2. 医師から、脳卒中(脳出血、脳梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。  
( 1. はい 2. いいえ ) 6
3. 医師から、心臓病(狭心症、心筋梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。  
( 1. はい 2. いいえ ) 7
4. 医師から、慢性腎臓病や腎不全にかかっているといわれたり、治療(人工透析など)を受けていますか。  
( 1. はい 2. いいえ ) 8
5. 医師から、貧血といわれたことがありますか。  
( 1. はい 2. いいえ ) 9
6. 現在、たばこを習慣的に吸っていますか。(※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、「合計100本以上、又は6ヶ月以上吸っている者」であり、最近1ヶ月間も吸っている者)  
( 1. はい 2. いいえ ) 10
7. 20歳の時の体重から10kg以上増加していますか。  
( 1. はい 2. いいえ ) 11
8. 1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施していますか。  
( 1. はい 2. いいえ ) 12
9. 日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施していますか。  
( 1. はい 2. いいえ ) 13
10. ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速いですか。  
( 1. はい 2. いいえ ) 14

11. 食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。  

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 何でもかんで食べることができる</li> <li>2. 歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある</li> <li>3. ほとんどかめない</li> </ol>	} 15
---	------
12. 人と比較して食べる速度が速いですか。  
( 1. 速い 2. ふうふう 3. 遅い ) 16
13. 就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ありますか。  
( 1. はい 2. いいえ ) 17
14. 朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。  
( 1. 毎日 2. 時々 3. ほとんど摂取しない ) 18
15. 朝食を抜くことが週に3回以上ありますか。  
( 1. はい 2. いいえ ) 19
16. お酒(日本酒、焼酎、ビール、洋酒など)を飲む頻度はどのくらいですか。  
( 1. 毎日 2. 時々 3. ほとんど飲まない(飲めない) ) 20
17. 飲酒日の1日当たりの飲酒量はどのくらいですか。  
日本酒1合(180ml)の目安:  
ビール(500ml)、焼酎25度(110ml)、  
ウイスキーダブル一杯(60ml)、ワイン2杯(240ml)  
( 1. 1合未満 2. 1~2合未満 3. 2~3合未満 4. 3合以上 ) 21
18. 睡眠で休養が十分とれていますか。  
( 1. はい 2. いいえ ) 22
19. 運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思えますか。  

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 改善するつもりはない</li> <li>2. 改善するつもりである(概ね6か月以内)</li> <li>3. 近いうちに(概ね1か月以内)改善するつもりであり、少しずつ始めている</li> <li>4. 既に改善に取り組んでいる(6か月未満)</li> <li>5. 既に改善に取り組んでいる(6か月以上)</li> </ol>	} 23
--	------
20. 生活習慣の改善について保健指導を受ける機会があれば、利用しますか。  
( 1. はい 2. いいえ ) 24

③ 発券時期

6月中旬頃に一括発券する。

④ 発券方法

東京都国保連に発券を依頼する。

2. 特定保健指導

(1) 実施場所

医療機関で保健指導を行っている場合には、医療機関に通院して実施する「通院型」の実施が可能である。訪問型保健指導実施機関と委託契約を締結し、時間と場所（自宅・事業所等）を対象者が指定して実施する「訪問型」の保健指導については、全員を対象に保健指導を実施することができる。

方法	場所	実施者
通院型	健診機関	健診機関
訪問型	自宅・事業所等	SOMPO リスケアマネジント(株)

(2) 実施項目

特定保健指導については、対象者が自らの生活習慣の課題に気づき、健康的な行動変容の方向性を自らが導き出せるよう支援するため、健康課題や優先順位を対象者と共に作成し、個別面談等を活用し行動変容のきっかけづくりを行う。

なお、健診結果を判定し、保健指導の必要性（生活習慣病リスク）に応じて「情報提供」、「動機付け支援」、「積極的支援」に分類して実施する。

分類	内容
情報提供	・受診者全員に生活習慣を見直す情報の提供
動機付け支援	・初回面談後、3か月経過後に実績評価を行うことが可能
積極的支援	・初回面談後、経過確認を行い、3か月以上の継続的な支援が終了後に実績評価を行うことが可能 ・ただし、2年連続して積極的支援に該当した場合、1年目に比べて2年目の状態が改善していれば、2年目の特定保健指導は、動機付け支援相当で可能

### (3) 実施時期

特定健康診査の結果に基づき、特定保健指導利用券発送後～翌年3月末までの間に初回面談を行う。

### (4) 外部委託

特定保健指導は、全国規模で人間ドック等を実施している機関グループとの契約（集合契約 A①）で特定保健指導を実施している機関、市区町村国保ベースによる集合契約（集合契約 B①）及び、SOMPO リスケアマネジメント（株）との委託契約を中心に実施する。

### (5) 周知と案内等の方法

#### ① 周知の方法

組合員に配布する組合広報紙「けんせつ国保」、小冊子「わが家の健康便利帳」及び組合ホームページを活用し、特定保健指導の利用方法等について周知を図る。

また、必要に応じて、各種チラシを作成して保健指導の必要性について、啓発するとともに、年度途中で特定保健指導の未実施者に勧奨のための広報物を作成して送付するなど、継続的に案内を行う。

#### ② 利用案内の通知

対象者に対して「特定保健指導利用券」、「健康サポートのご案内」を送付して、保健指導を受ける際は、「特定保健指導利用券」及び「被保険者証」を持参すること、また費用については、全額組合負担であることなどの案内を行う。

#### ③ 利用券の配布方法

毎年度8月下旬頃から翌年3月まで、毎月対象者全員に郵送する。

#### ④ 利用結果

指導結果については、特定保健指導実施者である健診機関、または SOMPO リスケアマネジメント（株）よりデータの提出を依頼し、特定健診終了後、東京都国保連のデータにより結果を確認する。

### (6) 特定保健指導データの保管及び管理方法

特定保健指導データは、特定保健指導を受託する健診機関が国の定める電子的標準様式により、国保連に提出する。SOMPO リスケアマネジメント（株）は、国の定める電子的標準様式を作成し当国保に提出する。当国保から東京都国保連のシステムに格納する。特定保健指導に関するデータは、原則5年間保管とし、東京都国保連に管理及び保管を委託する。

## (7) 委託契約

### 【機関グループとの契約（集合契約 A①）】

グループ名	保健指導実施件数	
	動機付け	積極的
(公社)日本人間ドック学会 ・ (一社)日本病院会	1,124	1,061
(公社)全国労働衛生団体連合会	217	216
(公社)全日本病院協会	536	484
合 計	1,877	1,761

### 【市区町村国保ベースとの契約（集合契約 B①）】

集合契約時に保健指導の実施を契約した健診機関

### 【個別契約】

実施機関	保健指導実施件数	
	動機付け	積極的
受診者が多く特定健診の実施に必要な健診機関	10	10
SOMPO リスケアマネジメント(株)	1	1
合 計	11	11

## (8) 特定保健指導利用券

### ① 発券形態

A 4 版利用券に、利用方法の案内を同梱し発券する。

### ② 印字事項 (P16～P17 参照)

平成30年度 特定保健指導利用券 表面

(表面)

宛名用窓枠 100×55

999-9999  
 東京都〇〇区NN坂9丁目9番9号  
 NNNNNNN  
 9号棟999号室  
 健診 太郎 様 00000001

- ・この券を使えば、特定保健指導は無料です
- ・指導中に組合員資格を喪失した場合、資格喪失日以後の費用は自己負担となります
- ・特定保健指導を実施していない医療機関もあります。この場合は「訪問型」を利用してください

注意事項

- ・「通院型」を利用するには、直接、医療機関に電話で予約してください
- ・この場合、「利用券」と「保険証」を必ず持参してください

被保険者用特定保健指導利用券 (2回目以降)

2018年(平成30年) 9月 1日交付

保険者番号 00133298 利用券整理番号 18200000001  
 氏名 健診 太郎  
 性別 男  
 保健指導実施機関名 \_\_\_\_\_

特定保健指導利用券

2018年(平成30年) 9月 1日交付

利用券整理番号 18200000001  
 受診券整理番号 18100000001  
 受診者の氏名 健診 太郎  
 性別 男  
 生年月日 1957年(昭和 32年) 12月 31日  
 有効期限 2019年(平成 31年) 3月 31日

保健指導実施予定		
指導形態	予定日	実施
<input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール	年 月 日 AM/PM	
<input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール	年 月 日 AM/PM	
<input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール	年 月 日 AM/PM	
<input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール	年 月 日 AM/PM	
<input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール	年 月 日 AM/PM	
<input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール	年 月 日 AM/PM	
<input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール	年 月 日 AM/PM	
<input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール	年 月 日 AM/PM	
<input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール	年 月 日 AM/PM	
<input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール	年 月 日 AM/PM	
<input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール	年 月 日 AM/PM	
<input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール	年 月 日 AM/PM	
<input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール	年 月 日 AM/PM	
<input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール	年 月 日 AM/PM	
<input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール	年 月 日 AM/PM	
<input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール	年 月 日 AM/PM	
<input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール	年 月 日 AM/PM	
<input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール	年 月 日 AM/PM	

特定保健指導区分	窓口の自己負担※		保険者負担上限額
	負担額	負担率	
積極的支援	0円	—	—

※自己負担額は初回利用時の負担として、特定保健指導開始時に全額徴収

保険者所在地 東京都中央区日本橋箱崎町12-4

保険者電話番号 03-5652-7032

保険者番号・名称 00133298

公印  
省略

全国建設工事業国民健康保険組合

契約とりまとめ機関名 集合B 医師会 個別契約

支払代行機関番号 ※1 91399022

支払代行機関名 ※1 東京都国民健康保険団体連合会

※1 実施機関の所在する国保連合会番号、名称に読み替えてください

行動目標・行動計画

腹囲	行動目標/行動計画
体重	
収縮期血圧(上の血圧)	
拡張期血圧(下の血圧)	
1日の削減 目標エネルギー量	
1日の運動による 目標エネルギー量	
1日の食事による 目標エネルギー量	

差出人用窓枠

〒103-0015  
 東京都中央区日本橋箱崎町12-4  
 全国建設工事業国民健康保険組合  
 保健事業係  
 TEL 03-5652-7032

## 平成30年度 特定保健指導利用券 裏面

### 注意事項

(裏面)

1. 特定保健指導を利用するときには、利用券と被保険者証を窓口提出してください。  
どちらか一方だけでは受診できません。
2. 医療機関を受診中の場合、主治医に特定保健指導を受けても良いかどうかを確認してください。
3. 特定保健指導は利用券に記載してある有効期限内に利用してください。
4. 窓口での自己負担は、原則、特定保健指導開始時に全額をお支払い頂きます。なお、全額徴収できない場合は、次回以降利用時以降にもお支払い頂きます。
5. 特定保健指導の実施結果は保険者等において保存し、必要に応じ、次年度以降の保健指導等に活用しますので、ご了承の上、受診願います。
6. 保健指導結果のデータファイルは、決済代行機関で点検されることがある他、国への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、ご了承の上、受診願います。
7. 被保険者の資格が無くなったときは、この券を使用するの受診はできません。すみやかにこの券を保険者等にお返してください。
8. 不正にこの券を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることもあります。
9. この券の記載事項に変更があった場合には、すぐに保険者に差し出して訂正を受けてください。

**③ 発券時期**

毎年度8月から翌年3月まで、前月分の特定健診の結果により、その都度、利用券を発券する。

**④ 発券方法**

当国保で発券する。

**3. 代行機関**

特定健診における健診結果の受領、費用決済、特定保健指導の対象者の抽出などは、利便性を考慮して東京都国保連へ委託する。

#### 4. 年間スケジュール

月	特定健診	特定保健指導
3月	特定健診・特定保健指導の実施機関との契約の完了	
4月	対象者の抽出	
5月	↓	
6月	受診券発送	
7月	↓	
8月		利用券発送（3月まで毎月）
9月	健診データ 受領・費用決済	特定保健指導の実施勧奨・実施
10月		
11月	未受診者データ 支部へ送付	
12月		
1月	特定健診の終了	
2月	↓	
3月		特定保健指導の初回面談終了
4月		↓
5月	健診データ 受領・費用決済	
6月		
7月		特定保健指導実施
8月		
9月		
10月		
11月	特定健診受診率・保健指導実施率が確定（支払基金への報告） 実施実績の分析・実施方法の見直し	

## 第5章 個人情報保護

組合では個人情報を「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日：個人情報保護委員会・厚生労働省）及び「全国建設工事業国民健康保険組合個人情報保護に関する規程」（平成16年7月15日制定）を遵守して適正な取扱いが確保されるよう措置を講じていく。

### 1. 保存方法

原則、特定健康診査、特定保健指導のデータ等の個人情報は、東京都国保連のシステムにより管理・保存を行う。

### 2. 保存体制

磁気媒体等に出力された個人情報については、健診実施年から5年間事業振興室において管理し、5年経過したものは廃棄する。データ管理責任者は事業振興室長とする。

### 3. 外部委託

特定健康診査、特定保健指導を外部に委託する際は、個人情報の厳格な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約遵守状況を管理していく。

委託先	委託内容
東京都国保連合会	特定健診受診券の作成、費用決済、健診結果の受領、特定保健指導の対象者の抽出等
(株)アズ・コム	特定健診受診券の発送
SOMPO リスケア マネジメント(株)	特定健康診査の結果データ及び特定保健指導に係る各種データ提供等

## 第6章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

### 1. 実施計画の公表

策定した全国建設工事業国民健康保険組合の第3期特定健康診査等実施計画は、組合ホームページに掲載するなど、広く組合員等に周知する。

### 2. 実施計画の周知

特定健診・特定保健指導を受ける必要性について、広報紙、ホームページ、リーフレット等の広報媒体を駆使して普及啓発に努める。

## 第7章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

### 1. 評価

#### (1) 特定健診・特定保健指導の実施率

特定健診及び特定保健指導の前年度の結果としての実施率を翌年度に確認し、実施計画における目標値の達成状況を評価する。

#### (2) メタボリックシンドロームの該当者・予備軍の減少率

平成20年度実施分の健診データによる国への実績報告と平成35年度実施分の国への実績報告を比較し、16年間の減少率を算出し評価する。

#### (3) 評価の時期

本計画の最終年度である平成35年度とするが、中間時点等計画期間の途中で進捗確認・中間評価を行うこととする。

### 2. 見直し

制度改正等を含め目標値との大きな乖離がない限り、原則、見直しは行わないこととするが、必要が生じた場合は、所管部署を中心に見直しを行い、関係機関の合意を得て実施する。